維新期相模国における治安と「関東取締出役」

早田旅人

維新期相模国における治安と「関東取締出役

はじめに

もかかわらず、管見の限り牛米努の研究以外に見当たらない。 慶応四年の関東取締出役については、出役が廃止される重要な時期であるに した広域治安連携の実態を明らかにした中根賢の詳細な研究があるものの、 した広域治安連携の実態を明らかにした中根賢の詳細な研究があるものの、 した広域治安連携の実態を明らかにした中根賢の詳細な研究があるものの、 関東取締出役は成立期から天保期、開港期までの研究蓄積は豊富だが、幕

の関東取締出役とは異なる出役であるとしている。中米によれば、関東取締出役は慶応四年閏四月以前の廃止が確認できるが、半米によれば、関東取締出役は慶応四年閏四月以前の廃止が確認できるが、年米によれば、関東取締出役は慶応四年閏四月以前の廃止が確認できるが、年米によれば、関東取締出役は慶応四年閏四月以前の廃止が確認できるが、

るうえでも重要と思われる。そこで、本稿では慶応三年一二月から翌年にか展開していることの意味を考えることは、本来の関東取締出役の意味を考えを出自や構成が異なる者であっても「関東取締出役」を名乗り、取締活動をと出自や構成が異なる者であっても「関東取締出役」を名乗り、取締活動をを出し、その活動には牛米の指摘するが、後述のように相模国では牛米の紹介する「関東取締出役」も含め、

目的とする。 締出役」を名乗る者の活動も含めて明らかにし、その意味を考察することをけて確認される相模国を中心とした関東取締出役の活動について、「関東取

早

田

旅

関東取締出役と治安

1 関東取締出役の職掌の展開

済統制を展開させ、職掌をさらに拡大させていった。つく酒造の抑制、さらに囲米の奨励など、一揆・騒動抑止を念頭に置いた経その後、天保期には百姓一揆を誘引する米価高騰の抑制、米価高騰に結び

政策が展開される。その顕著な政策が治安政策である。 このような職掌の拡大と意味の変化の延長上に、開港期の関東取締出役の

「別段取締」体制

安政六年(一八五九)六月の横浜開港にともない、横浜周辺には外国人の

^{*} 平塚市博物館

れることになった。殺傷事件を誘発し、諸外国から激しい抗議を受けた幕府は、その対策に迫ら居留地・遊歩地が設けられた。しかし、このことが尊攘派浪士による外国人

で、幕府は横浜に関門・番所を設置し、安政七年(一八六○)二月に と「別段御取締出役を保土ヶ谷宿に常駐させた。さらに関東取締出役の指揮のも と「別段御取締」として、多摩川・鶴見川・相模川の渡船場・橋、東海道・ と「別段御取締」として、多摩川・鶴見川・相模川の渡船場・橋、東海道・ と「別段御取締」として、多摩川・鶴見川・相模川の渡船場・橋、東海道・ と「別段御取締」として、多摩川・鶴見川・相模川の渡船場・橋、東海道・ と「別段御取締」として、多摩川・鶴見川・相模川の渡船場・橋、東海道・ と「別段御取締」を保土ヶ谷宿に常駐させた。さらに関東取締出役の指揮のも の捕縛と、手に余る場合の殺害も指示された。

幕末の擾乱と関東取締出役

- 薩摩藩邸焼き討ち事件後の対応

 慶応三年(一八六七)一二月一五日、薩摩藩邸浪士隊による荻野山中陣屋 慶応三年(一八六七)一二月一五日、薩摩藩邸浪士隊による荻野山中陣屋

鑑配布について次のように寄場へ指示した。 これにともない、慶応四年一月六日、関東取締出役は関門通行のための印

える。

右印鑑所持、往返可致候、尤不足之分者追々可相渡候所并止宿関門通印鑑、寄場壱ヶ所ニ付先拾枚宛相渡候間、御用之節者大小惣代・寄場役人・道案内之者共御用ニ付往返いたし候節者、御関間、旅人止宿等之差引合印鑑、寄場壱ヶ所ニ付、拾八枚宛相渡候市在取締之ため、御府内出口江関門御取建相成、別紙之通御書付出候

為心得寄場江右引合印鑑壱枚宛相渡候一馬喰町御用屋敷詰之分、御代官方ゟ御用出之者印鑑所持いたし候間

取、寄場下江令請印、 右之通相心得、寄場壱ヶ所ニ付、引合印鑑拾八枚、 鄰助方江可被相返候、 以上 残り印鑑相添、 刻付ヲ以早々順達、 通印鑑拾枚ツヽ請 留より吉田

右寄場

役人・惣代中

一之宮村

辰正月六日

関東御取締出役印

官方から出張する役人が所持する印鑑と照合するための印鑑が一八枚であっ 用の通行・止宿の際に携帯する「通印鑑」が一〇枚、③馬喰町御用屋敷詰代 帯する切手と照合するための「差引合印鑑」が一八枚、 た。これらの印鑑の照合により不審者の取締強化を図ろうとしたのである。 配布される印鑑は三種類で、寄場一か所につき、①旅行者が止宿の際に携 ②組合村関係者が公

2 戊辰戦争の勃発と関東取締出役

設置を指示した。 村政平・百瀬章蔵は、 慶応四年正月三日、 鳥羽伏見の戦いが起こると、一〇日、関東取締出役中 寄場村々に旅人止宿時の取調べ、不審者捕縛、 見張所

申渡候得共、先不取敢相達候、大小惣代・寄場役人申合、組合村々役人 怪敷もの者捕押置、住進可致、川筋渡船場者見張所差出し置、同様取計、往来止宿之旅人、名前・住所得と承り糺、今般御触之趣ヲ以止宿為致、 留ゟ可被相返、以上 共江申談、無手抜様可取計候、此廻状寄場下令請印、刻付ヲ以急速順達、 海岸之場所者乗舩・上陸取締方厳敷可被取計候、追々自分共廻村之上可 当今之御時節、 御取締向之義、其筋御沙汰之趣も有之候間、 街道筋・脇

さらに正月一一日、関東取締出役は

関東御取締出役 中村政平印

辰正月十日

厚木村

白瀬章蔵

曽屋村 伊勢原村

ようである【表1】。

しかし、二月一二日、徳川慶喜が寛永

田村

審者の取調べと捕縛を命じた。寄場内再進入への警戒を指示し、村々に不 場渡しの禁止、薩摩藩脱走人の江戸府 力の緊張による措置といえる。 戦いを発端とした、旧幕府と討幕派勢 摩藩邸焼き討ち事件に続く鳥羽伏見の 締」体制 = 見張番屋体制が復活した。 筋での「見張所」設置といった「別段取 村々はこれに請書を提出し、実施のた めの申し合せをおこなった。ここに、川 者の地頭姓名・出身国住所・名前の帳面 への記録、渡船場への見張りの設置、作 また、吉田鄰助はこれに追伸し、止

する「薩賊余党之もの」の捕縛・討ち殺 組合議定を作成している。 参・半鐘の合図・見張所の設置を定めた を列記した触書を高札場や村役人宅前 鳥羽伏見の戦いについて薩摩藩の罪状 屋村組合では鉄炮の準備と急変時の持 しを指示した。これを受けて一八日、曽 掲示することを命じ、 関東取締出役の持場が改変された あわせて潜伏 なお、この

管轄	担当者	備考
在江戸	吉田鄰助・廣瀬鐘平	諸方御用心通達/差掛りの節は出張
東海道・甲州道中	百瀬章蔵・中村政平	
甲州道中~日光御成道	内山左一郎・杉本鄰次郎	東海道が不手廻りの際は両名の内から助け合う
日光道中	関口斧四郎・望月善一郎	不時見廻り/利根川・荒川上流は国掛りが担当
房総	吉田僖平治・木村信一郎	- 持場限り廻村 -
常総	太田源太郎・遠藤鎮八	
野州	中川孫市・渡辺慎次郎	
上州	木村樾蔵・鈴木角次郎・鈴木□之進	

※慶応四年「御用留」(平塚市博物館寄託養島家文書No.168) より作成

月以前には終焉を迎えたと考えられている。 由」と伝えられており、謹慎していたようである。さらに、閏四月には「今 以後、相模国では関東取締出役の活動が見られなくなる。彼らは「御慎身之 寺に謹慎して新政府に恭順の意を示すと、同月、関東取締出役は正月一一日 に掲示を指示した薩摩藩の罪状列記の触書の撤去を指示した。そして、これ

3 江戸開城前の相模国における治安状況

の強盗事件を届け出た。 月二七日、曽屋村組合が関東取締出役中村政平へ大住郡土屋村(平塚市)で 慶応四年正月から江戸開城前の相模国における治安状況を概観したい。正

差出申御届ケ書之事

案内仕、 当正月廿四日、土屋村名主重右衛門、地頭所御用ニ付出府、帰宅労居 村道江行道を駈行申候 盗行不申候、右金請取送り可申旨言付候ニ付、村境迄見送候処、金目 申候ニ付、金子者無之、跡者銭計り有合之由申候ニ付、右金両様取調、 不残納候故持参無之旨種々申訳仕候得共、全口抜刃を振上威候ニ付、 包封いたし相渡候様、左なくてハ頭方江相渡候節差支ニ相成候と申ニ 候ニ付、案内之義迷惑之趣相断候得者、火を付候樣申候ニ付、無余義 有合之金子弐拾両余差出し候処、承知不仕、酒造見せ江案内可致旨申 二而来り候、軍用金可差出旨申掛候ニ付、地頭半高御上金ニ有合之金 候得共未休不申侯処、其夜九ツ時浪人体之者壱人抜刃之刀を持、 包封いたし、金三拾九両三分ト書印相渡申候、其外衣類諸品 酒造見せ有合之金子拾両余差出し候得共、右ニ而者不足之由 重右衛門居候場所江近参り、長州萩藩ニ候得共、我等三人 運木休不申候処、其夜九ツ時浪人体之者壱人抜刃之刀を持、表口

(中略)

右之通御注進奉申上候、 以上

慶応四辰年

相州大住郡曽屋村組合 名主 兵八

正月廿七日

同 同 八重蔵

土屋村

大惣代 名主 宗次郎

関東御取締御出役 中村政平様

う。長州藩関係者を名乗り、放火を示唆して「軍用金」を脅し取る手口は、 内させ一〇両余を脅し取り、包封に三九両余三分と書印させて逃走したとい 事情を知る者の模倣犯の可能性がうかがえる。 前年の荻野山中陣屋焼き討ち事件の薩邸浪士隊と同じであり、同隊関係者か 「軍用金」名目で二〇両余を脅し取った。さらに放火を示唆して酒造店へ案 土屋村名主宅へ長州藩を名乗る抜身の刀を持った浪人体の者が押し入り、

また、二月二日には次の廻状が村々を駆け巡った。

宜敷御承知可被下候、以上 様江、無急□被仰上可被下候、事実相糺、 今、当宿江参り候由、同村役人急通達有之、大心配仕候、依之御下御役々 大急竹挟を以申上候、今朝、浦之郷村江薩州浪人六七百人上陸いたし、 尚追々可申上候、取急申上度

藤沢宿 役人

辰二月二日

巳上刻 平塚宿 御役人中

前書之通、 藤沢宿ゟ申越候間、 不取敢及廻達候、 以上

辰二月二日

問屋 孫左衛門

平塚宿

田村・伊勢原・曽屋

御惣代中26

二月二日朝、三浦郡浦之郷村(横須賀市)へ薩摩浪人六〇〇~七〇〇人が

切迫した不安がうかがえる。 うとする様子からは、戊辰戦争にともなう地域の治安の動揺に対する村々の 実は確認できないが、未確認情報であっても村々へ急報して情報共有を図ろ 伊勢原・曽屋の各寄場へこの旨を廻達した。浦之郷村への薩摩浪人上陸の事(#8) 伝えるとともに、管下の役人への通報も依頼している。平塚宿は即日、田村 れた。藤沢宿では「大心配」し、事実を調べたうえで続報する旨を平塚宿へ 上陸し、藤沢宿へ向かっているとの情報が浦之郷村役人から藤沢宿へ急報さ

来する事件が起きた。 さらに、二月一四日には、 旧幕府歩兵隊が大住郡堀沼代村 (秦野市) へ到

有之候ハヽ早速御沙汰可申候、 り候路江引返し模様ニ御座候、此段不取敢御通達申上候、尚又変ル儀も 州御城内御固ニ出張いたし候処、仲間われいたし、頭分も無之罷越、 宿江案内仕候处、別段無心等之義者無之、併当節如何之義ニ可有之候哉 より御府内江帰り候ニ付、一泊致度由ニ付、様子者相分候得共、 日昼七ツ時頃、当組合内堀沼代村名主豊八方江参り申聞候ニ者、 脇差を帯し、釼鉄炮背負ひ、小田原領矢倉村ゟ役人案内ニ引連、 以急廻状得貴意、然者御府内三番町八番組歩兵之由ニ而百拾六人銘々小 人追駈参り、昨夜下案内密掛合行届候様子ニ而、 追々探索仕候処、甲州ニ而口論ニ而もいたし候哉、跡ゟ一両 此廻状早々御順達可被下候、已上 曾屋村役公 今朝堀村出立、昨日参 無拠旅 我等甲 昨十四 是

向かい、甲州街道沿いでは彼らによる略奪・狼藉・乱暴が多発していた。 ていたところ、後から一両人追いかけて来て翌朝、 た。無心などはなかったが、名主が「当節如何之義ニ可有之候哉、心配」 張途中で仲間割れし、「頭分」もなく江戸へ帰る途次であるとして宿泊を願っ 「釼附鉄炮」で武装した旧幕府歩兵隊の三番町八番組歩兵一一六人が矢倉 (南足柄市)より堀沼代村名主宅へ到来した。彼らは甲府城警固 勝海舟により解体された旧幕府歩兵が軍事的要所である甲州へ 引き返すことになったと への出 堀

> たことがうかがえる。 沼代村では乱暴はみられなかったようだが、その余波が大住郡へも及んでい

悪党共跋扈」が訴えられていた。地域社会は戊辰戦争期の権力空白状況下で、(※) 前年末に続き治安悪化の脅威に悩まされる日々を送っていたと考えられる。 の強盗事件が記録され、相模国では「当春已来非常之御時節ヲ附込、無宿・ の乱暴への懸念も加わったことがうかがえる。この時期の御用留類には多く れらを騙る者の乱暴が見られ、二月中旬以降は旧幕府勢力やそれらを騙る者 き討ち事件に続き、正月~二月初旬ころまでは薩摩・長州ら討幕派勢力やそ 慶応四年正月から江戸開城までの時期、 相模国では前年の荻野山中陣屋焼

Ξ 江戸開城後の「関東取締出役」

1 治安悪化の「恐怖」と「関東取締出役」渇望

乗り、相州村々ではこれを「一般之御取締 と喜んだ。しかし、松村はこの廻村について「今般手附出役為致候者、右弥 関東取締出役の木村信一郎・内山左一郎・中川孫市の廻村が実現した。 謀への取締の出願である。これは同村の弥市宅での盗難事件に端を発したも 農民共蜜々党ヲ集メ、押催等可致悪意を発し候者も有之哉、旁以恐怖仕候」 の廻村は四月一六日に確認できるが、その際彼らは ので、この結果、代官松村忠四郎に「御取締御掛り」が命じられ、手附で元 る。その一つが四月上旬の高座郡栗原村(座間市)名主弥七による東征軍参 無差別夜分者一同不寝番いたし、追々精身労果」と疲弊が募っていった。 無之」と効果は上がらず、「宿駅江遁住いたし候もの有之当惑心痛」「貧福之 状況に村々も申し合わせて「夜中見廻り方」をおこなうが、「実防之いたし方 と「農民」への悪影響も懸念され、地域は「恐怖」に包まれていた。かかる 五ヶ所宛押込、炮発又者殺害」に及んでいるといい、さらに「右悪風を見習 無宿」らが「抜刃を以農家江押込、金銭・衣類奪取」「鎗・鉄炮を携、 州村々は治安悪化に悩まされていた。戊辰戦争勃発以来、相模国では「悪党・ こうしたなかで、新政府軍に治安対策を求める動きが地域のなかから現れ 慶応四年(一八六八)四月一一日の新政府への江戸城明け渡し以降も、 被下置候儀与難有安堵罷在候」 「関東御取締出役」を名

辰二月十六日

かける書状である。 経緯を厚木町組合の寄場役人に伝え、取締実現に向けた出願への参加を呼び代官手代駒崎清五郎に取締へ向けた働きかけを行っていた。次の史料はその場役人も、新政府軍の人馬継ぎ立て手配のために川崎宿へ出張していた江川場で入り、栗原村名主弥七の東征軍参謀への出願と同じころ、深谷村組合の寄

被下候、頓首
・一同及難儀、片時も難捨置ニ付、江川様御手代右宿御詰合駒崎清五郎様が、大手配之方江御同勤江御談置、早速御出府万端御局旋被下度奉树・伊勢原・曽屋・山西組合ゟ御談示一同加り御出願相成候様御取計可般之願ニ致度候様内密御差図被為有候間、其御組合者勿論、一之宮・田般之願ニ致度候様内密御差図被為有候間、其御組合者勿論、一之宮・田般之願ニ致度候様内密御差図被為有候間、其御組合者勿論、一之宮・田般之願ニ致度候様内密御差国被為有候間、其御組合者勿論、一之宮・田殿之願、尤手配之方江御同勤江御談置、早速御出府万端御局旋被下度本門及難儀、片時も難捨置ニ付、紅川様御手代右宿御詰合駒崎清五郎様一同及難儀、片時も難捨置ニ付、江川様御手代右宿御詰合駒崎清五郎様で候、頓首

川崎宿出先

中新田村 彦三郎 深谷村 彦左衛門

溝呂木邦蔵様 髙梨与右衛門様 田所新九郎様

外御同勤中様次第不同

早々戸塚宿・藤沢宿之儀者拙ゟ申上置候間、此段申上候

組合へ出願参加の呼びかけをしてくれるよう求めたのである。呼びかけるとともに、厚木町組合に一之宮・田村・伊勢原・曽屋・山西の五原を「相州一般之願」にするように「内密差図」を受けたとして、深谷村組申上、御締向御主法」を下されるといわれたという。ただ、取締に向けた出申上、御締向御主法」を下されるといわれたという。ただ、取締に向けた出手代駒崎清五郎へ相談したところ、江川ほか七代官の評議により「其御筋江手代シ状況への対策について、深谷村組合寄場役人の彦左衛門らが江川代官これによれば「当春以来押込強盗多く、既二人命ニ抱候」といった切迫し

の参加を呼びかけたこの呼びかけを受け、厚木町組合の寄場役人は四月一五日、五組合へ出願

防等手段尽果御同前心配罷在候、依之当組合者近々之通御締も相立不申、追々暴行及増長、此儘捨置候而者昼夜安心不相成、衣類等奪取、剰切害被致候者茂有之候、然ル所、当節之場合ニ而者是迄以廻状得御意候、陳者当春中已来ハ強賊悪党共立廻り、所々押込、金銀以廻状得御意候、陳者当春中已来ハ強賊悪党共立廻り、所々押込、金銀

彦左衛門出府先江否申遣候間、取急御相談之上御返事可被下候、以上二組相離れ候而も如何ニ付、此段御打合申上候、有無御挨拶承り度候、被申越候間、幸同意仕候得共、右難渋者一般江相抱り候義、深谷・厚木御官軍方江御締筋奉出願度心得ニ御座候処、深谷村組合惣代江別紙之通

厚木町

辰四月十五日

曽屋 村

伊勢原村

山西村

田 村

一之宮村

- 6 (105) -

神役人中 石寄場

集を求めたことが確認できる。 厚木町寄場役人は「当春中已来ハ強賊悪党共立廻り、所々押込、金銀衣類 厚木町寄場役人は「当春中已来ハ強賊悪党共立廻り、所々押込、金銀衣類 厚木町寄場役人は「当春中已来ハ強賊悪党共立廻り、所々押込、金銀衣類 ないった治安維持策の不全を述べ、その「難渋者一般江相抱り候儀」である といった治安維持策の不全を述べ、その「難渋者一般江相抱り候儀」である といった治安維持策の不全を述べ、その治療に対したい。 といった治安維持策の不全を述べ、その治安悪化と、「是这之通御締も相立不申」 といった治安に対したい。 といった治安神・一定は、この呼びかけを受いがして、 といった治安神・一定は、この呼びかけを受いがして、 といった治安・一定は、この呼びかけを受いがして、 といった治安・一定は、この神でない。 といった治ない。 といった治ないを呼びかけない。 といったが、 といった治ない。 といった治ない。 といった治ない。 といった治ない。 といった治ない。 といった治ない。 といった治ない。 といった治ない。 といった治ない。 といったんが、 といったんが、

「出役」の広域・常時廻村による強盗手配・教示を求めており、関東取締出論、村々御鎮撫之御教示被成下置候ハヽ、平穏ニ相成、莫太之御仁恵」と、この願書では「当今之場合、寄場々々江不絶御出役之上、強盗共手配者勿座郡外四郡村々小前・村役人惣代」により参謀あての願書が提出された。②の呼びかけの成果であろう、四月二四日、「戸塚宿ゟ大磯宿迄助郷相州高

役的な者による治安維持への渇望がうかがえる。

がえる。

の治安に対する切迫した危機感と関東取締出役的存在への渇望の強さがうか書を提出した。日を置かずに取締を催促する追願書の提出からは、相州村々役之上、強盗共手配并組合村々人気不騒立候様御教示被成下置度」との追願取締奉願上呉候様」と村々が嘆いているとして、二六日、惣代は「早速御出再出頭を命じた。しかし、「強盗共弥増、村々為及難儀候ニ付、片時も早く御再出頭を命じた。しかし、「強盗共弥増、村々為及難儀候ニ付、片時も早く御

2 「関東取締出役」の復活

の上申を求めた。これに対して惣代は、強盗については「御取締御出役様方其旨可存」と回答し、代官多羅尾織之助手附藤尾乗平が村々に取締の見込み新政府軍参謀は「是迄通り関東御取締御出役様方早々御廻村被成下置候間、「出役」の広域・常時廻村による治安維持を求める相州村々の願書を受け、

費節減を図る提案といえる。
一条御廻村被成下置候ハヽ自然相止可申」、「窮民」の「押借等」についても不絶御廻村被成下置候ハヽ自然相止可申」、「窮民」の「押借等」についても不絶御廻村被成下置候ハヽ自然相止可申」、「窮民」の「押借等」についても不絶御廻村被成下置候ハヽ自然相止可申」、「窮民」の「押借等」についても

合ごとに費用分担がなされたようである。 合ごとに費用分担がなされたようである。 合ごとに費用分担がなされたようである。 合ごとに費用分担がなされたようである。

ている。

祖合村々一同申合取締向之義者左之通」として「組合村々取極」を作成させ組合村々一同申合取締向之義者左之通」として「組合村々取極」を作成させ御取締御出役木村信一郎様被遊 御廻村、組合内取締向之義被仰聞候ニ付、本村の伊勢原村への廻村は閏四月二三日に確認できる。その際「今般関東

組合村々取極控

右入用方之儀組合割合可致候事有入用方之儀組合割合可致候事有、早々人馬差出し候様一同相心得、一当今官東軍御通行有之候節、其村々ニ而人馬差支候節ハ、其隣村方江の間候に付、組合村々一同申合取締向之義者左之通今般関東御取締御出役木村信一郎様被遊の御到村組合内取締向之義被

当節盗賊悪党共立廻り候節は、竹鎗并柄物を携、一同申合召捕方可致 候、若手余り候ハヽ打殺候共不苦、右入用方之義者組合一同高割合可

右体之節相図之義者、早鐘早拍子木貝等を以相知らせ候ハヽ、 渡置候木鎗鉄炮等ヲ相携、目印之挑燈持参早々可罷出候事 兼而相

前書之通、被仰渡承知奉畏、 慶応四年 仍之調印仕候、

小前 同

閏四月廿三日

調印

御役人中(5)

んで新政府軍への協力を引き出させる意味もあったと思われる。 意図がうかがえる。新政府軍にとって「関東取締出役」には、地域に入り込 治安維持のいわば「飴」と引き換えに新政府軍への協力を引き出そうとする 持の項目とならんで冒頭に新政府軍への人馬提供が挙げられていることから、 の参集といった治安維持に関わる取り決めが定められている。また、治安維 常時の「早鐘早拍子木貝等」による報知と鎗・鉄炮・目印の提灯を携帯して これには新政府軍への人馬提供のほか、盗賊の捕縛と討ち殺しの許可、 非

閏四月一六日、東海道総督府は松村ら四代官へ「其方支配関八州廻り方之者 た指示と考えられよう。 取締可申付事」と出役の廻村・取締りを命じたが、この一連の動向と関係し 共、追テ可被 導を受けた相州住民の運動により新政府軍が動いた結果と思われる。なお、 動をおこなう「関東取締出役」が復活したのである。江川ら旧幕府代官の指 る「代官の手附・手代として活動していた『元』関東取締出役」を超えた活 **うかがえる。すなわち、地域の治安を渇望する相州村々の運動により、単な** こうした木村の廻村からは、個別事件への対応を越えた広域の取締活動が 仰出儀モ可有之候得共、当今之処、如先前日夜為見廻、厳確

3 復活「関東取締出役」の免職と軍監「相模国取締方

井範五郎・三雲為一郎が派遣され、 五月八日、旧幕府遊撃隊の鎮撫と小田原藩の監視のため、 一八日、次の廻状が触れ出された。 小田原へ軍監中

> 役様方御役御免ニ相成候趣ニ付、猶今般拙者共出府 席 御参謀方江奉願廻状を以得御意候、しかれは先般御打合申上候御取締向之義、其後御出 上候処、速ニ御採用左ニ 其後御出

相模国取締方

因州藩

中川半五郎様

佐土原藩

三雲為一郎様

衛方へ御出会被成下度奉願上段、 上、見込之処申立度儀御座候間、 向之儀も右方へ申立候様組々江可申通旨被仰渡候、依之種々御打合之 右御両方様当分之内小田原へ定御出役、諸事関係相成候間、 此廻状早々御順達、 乍御苦労来ル廿二日厚木町万年屋平兵 留りゟ御返し可被 国内御取締

深谷村

五月十八日

名主彦兵衛

厚木町

同与右衛門

一之宮村

藤沢宿

右寄場

御役人中様 大小惣代中様

締出役」の代替となる治安維持策を求めたのであろう。願意はすぐに聞き届 名主が出府して「御取締向」について参謀に出願した。免職された「関東取 で深谷・厚木・一之宮・藤沢の各寄場役人らの相談のうえ、深谷・厚木の両 「関東取締出役」 木村信一郎はこれ以前に免職されていたようである。 そこ これによると「御出役様方御役御免」とあり、理由は不明だが、復活した

役」の代替と認識されたことがうかがえる。木への参集を呼びかけている。ここから村々では中井・三雲は「関東取締出「国内御取締向」は中井・三雲に申し立てるとあり、見込みの上申のため厚けられ、軍監の中井・三雲が「相模国取締方」に就任したとのことである。

ために軍監による「相模国取締方」は破綻した。しかし、五月二〇日、中井が遊撃隊に殺害され、三雲が小田原から逃走した反新政府勢力の鎮撫とリンクさせた治安維持が模索されていたのであろう。軍監の中井・三雲が「相模国取締方」に就任した理由は明らかではないが、

「隠密取締出役」の登場

相模国へ進出し、新たな活動をみせるようになる。 しかし、彼らのうち三浦乾之助・吉川要之進は多摩川を渡り、南武蔵から

以後、彼らは五月三〇日に川井村(横浜市旭区)、六月一日に厚木町へ到着し、この無宿二名の首を刎ねる「関東御取締出役衆盗賊御仕置」がおこなわれた。こが、世田谷村では二九日にこれについて伝達・相談のための参集を村々にいい、世田谷村では二九日にこれについて伝達・相談のための参集を村々にに浦・吉川の廻村に備えた人足動員が溝口村(川崎市高津区)から触出され三浦・吉川の廻村に備えた人足動員が溝口村(川崎市高津区)から触出され三浦・吉川の廻村に備えた人足動員が溝口村(川崎市高津区)から触出され

差上申御請証文之事

筋江御注進 御討手御人数御繰出、御指揮被成下置候趣奉畏候奉申上候、尤悪党徒多人数及四集、郷中之もの手筈差支候砌者急速御候ハヽ炮器を以討殺候共時宜不苦間、且死骸取片付候上、其段御訴可方今悪党共鉄炮等携蜂起致候ニ付、郷中組々申合 搦捕候節、手余り今般御取締御改革中之処、御廻村先江御呼出被仰渡候御趣意左ニ

而諸入用相営可申候但、組合悪者立廻り、手配方進入候砌者、不論自他を組々向々ニ

ハト御歎願奉申上御差免被仰付候趣承知奉畏候より異見差加へ候而茂不取用におゐて者、御教諭相頼、本心ニ立戻候無宿者勿論、有宿之者農事怠惰、悪事ニ携候もの「其所役人組合惣代

組合村々ニ而相賄可申候但、入用之義者都而質素節倹ニ心掛有宿者当人其村限り、無宿者

役先江御訴奉申上、御貯置可奉請候一盗難并胡乱之品物捨有之候ハヽ、其子細書面ヲ以御役所又者最寄御出

而可事足者、宿村継ヲ以御廻村先江可奉申上候一盗賊其外都而探索向或者一件御取扱中伺之上、御差図可請品者封状ニ

所置被成下候趣難有奉存候哉も難計、只入用筋ニ差響難儀仕候ニ付、格別御憐察被下置、急速御哉も難計、只入用筋ニ差響難儀仕候ニ付、格別御憐察被下置、急速御囚人御調中其所圏入、永々御預ケニ相成候而者御時節柄異変出来仕候

可仕候、若印鑑無之もの者取敢申間敷候一御用相勤候者江御印鑑御渡被遊候ニ付、他出之砌者所持罷越、御用弁

を携、近々之場所江駈付、一ト際貫通可仕候、万一御趣意向合馳セ人気人者勿論、身元之者先手ニ進、末々迄時合寸分無等閑兼而用意之得もの前書被仰渡候御趣意筋、最寄大小之百姓御政道難有相守、事変之節村役

抱り候族有之於ゐて者、御探索之上、厳重之御沙汰可被仰付候条. 承知奉畏候、依之一同連印御請証文奉差上候処、 如件 逸々

慶応四辰年 小惣代

六月 名前

寄場役人

大惣代名前

吉川要之進様

関東御取締御出役

を作らせていたことがうかがえる。 いる。同文の請書は川井村組合・厚木町組合・一之宮村組合でも作成されて の封書での伺い、囚人の急速処置など、治安維持に関わる指示が定められて の出役への教諭要請、盗難・不審物の報告、探索・取扱案件についての指示 報と討手の派遣、悪事に携わる者の村役人・惣代による異見、改心しない時 いることが確認できるので、三浦・吉川は廻村先々で同じ指示を出し、請書 ここには悪党の殺害・遺体処理と事後報告の許可、手におえない場合の通

である。厚木町でも「強賊」二名を捕縛、処刑したようである。 また、彼らのもう一つの活動が、溝口村でも見られた犯罪者の捕縛と処刑

ている。

候旨」と明確に述べていることも注目できる。

さらに、同月、三浦乾之助は大住郡田原村(秦野市)でも詐欺犯を捕縛し

関東御取締御出役 奪取、 当今御一新之折柄、無宿悪党共蜂起いたし、所々及強談、又者押込金銭 外心得違いたし候族も有之、都而大勢申合諸人難儀為及候ニ付、 罪之軽重ニ不抱厳重其所御仕置被仰付候旨ヲ以、今般 | 且百姓共之内ニも悪意ヲ取巧、愚昧之もの申欺キ、党を結ひ以之 有宿ノものたり共農事を怠り悪事ニ携候もの者聞込次第無用捨召 無宿者

石坂周蔵様 村上俊五郎様 三浦乾之助様 御組

吉川要之進様

武州相州筋御廻村被為在候処、当月朔日より当町御止宿相成候間、不取 達可被成留り御返却可被下候、以上 敢最寄大小惣代江及通達、寄場役人立会、御用御賄仕候、然ル処強賊両 合村々小前末々迄不洩様御達可被成候、此廻状刻付ヲ以昼夜無差別御順 **入御召捕相成、明後七日当寄場地内ニおゐて死罪御仕置被仰付侯間、**

厚木町

寄場役人印

辰六月五日

林村 名主茂右衛門様 荻の村 武兵衛様

小惣代

久右衛門様 川入村 市左衛門様

下依知村

大惣代

政兵衛様 三増村

八菅村

事ニ携候もの者聞込次第無用捨召捕、罪之軽重ニ不抱厳重其所御仕置被仰付 命じた。また、廻村の目的を「無宿者勿論、有宿ノものたり共農事を怠り悪 彼らは「強賊」二名の「死罪」を六月七日と予告し、組合村々への通達を 小惣代

今般関東御取締御出役三浦乾之助様御出役被為在侯処、 致可遣、尤諸入用借用金方ニ応し可差出旨ヲ以、 村ニ於ゐて、相原村楽蔵・吉五郎外六人御召捕ニ相成、右者前書楽蔵・ 我等其筋江相伺、慥成侯義ニ付、右借用金引請、返済方無利足年賦ニ 節を計り悪謀ヲ企、村々百姓借用金有之候者共江口実ニ申諭候ニ者、 吉五郎両人外ニ同意之ものも有之、元来居所不定不宜ものニ而、当時 ル処、組合之内右仲間江相加り申もの多く可有之候間、其御村方御役 業不容易段、入御聴御召捕之上頭取両人之義者御引立と相成申侯、 最寄弐拾三ヶ村申進メ、連判帳相拵、悪計ヲ以金子貪取、不恐御意所 百姓を欺キ、已ニ当 当組合内田原

候二付、 被成侯、 触達之条許違失無之様御取計可被成候、以上 心得違之者有之候節者何様之御所置ニ可相成共難計候間、 此段小前末々迄御申渡可被成侯、殊ニ是迄之御取締向と者別段、万一 而人寄ヶ間敷義無之様急度申渡、一際御取締向合立可申と被仰渡候間、 世ニ随ひ、人気荒ニ相成、自然農業ヲ懈、奕等ニ携り、又者聊之廉を 可被成候、 之様御取計可被成候、尤、此度書類不残御取上ニ相成、仲間連印帳も 付込多人数申合、金子貪候様子、或者手踊抔と唱、芝居之間似等、 有之候ニ付、 人中より厳重御利解御申聞被成、以来右様之場所江不立入、心得違無 且又右楽蔵同意同悪之本人相州相原村玉吉并啓蔵両人逃去り 尋方厳重被仰付候間、 扨又方今之時節、 万一楽蔵引合ニ可相成も難計、是又当人共江御申聞置可 御取締向も行届キ申間敷候と相心得、 若立廻り候ハヽ、当寄場江急速御沙汰 此後追々御 都 時

曽屋村

辰六月

を名乗る彼らは何者であったのであろうか。彼らは「会計便覧」にも名前がそれでは、一方で「隠密取締出役」と呼ばれながら「関東御取締御出役」

成り立ちがうかがえる。

成り立ちがうかがえる。

成り立ちがうかがえる。

成り立ちがうかがえる。

成り立ちがうかがえる。

成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

の成り立ちがうかがえる。

ののではと思われる。

のはとは注目される。村上・石炭の高書を名乗っていた。この肩書は江戸府内の治安と旧幕臣の暴走への懸念から勝が石坂にあたったが、その際「市中取締頭取関八州取締頭取兼帯」の近撃隊の説論にあたらせた旧幕府組織の役職と思われる。

もなり、海に、カードの制度の、

はいることは注目される。村上・石炭のはり立ちがうかがえる。

配若年寄勝安房殿より被仰付候由東在々御取締御役所相建、上野宮様より会計方江被仰付御賄被下、御支候間、脱走不残御引上ケ相成、下谷七曲り佐竹侯之中屋敷江江戸市中関被仰付候ニ付、御旗本御下人衆御附属ニ相成、是迄通り御扶持方被下置此度田安大納言様若君亀之助当年五才之処八歳之書上ニ而徳川家御相続

右役々御取締御出役之御掛り之由被申聞侯大目付御頭(石坂周蔵)(同)(※)村上 信 五郎若年寄)(安房守)(大目付御頭(山岡鉄太郎

「関東取締出役」の終焉

4

次の条文がある。 は伊豆・相模両国を支配する豆相軍監として村方取締を布達した。その中には伊豆・相模両国を支配する豆相軍監として村方取締を布達した。その中に中井軍監殺害・三雲軍監逃走後、軍監は安永又吉に交代した。七月、安永

之儀有之ニおゐて者、召捕差出可申候事令触達之旨を申聞、其所ニ留置、軍監局江可相伺候、自然逃戻り候体令触達之旨を申聞、其所ニ留置、軍監局江可相伺候、自然逃戻り候体由申聞候共、小田原出張軍監局ゟ之導引無之候ハヽ取敢申間敷候、禁一関東取締方附属抔と申、村方ニ入込候者、仮令 大総督之命を受たる

ことは注目できる。
ことは注目できる。
ことは注目できる。
ことは注目できる。
ここでは軍監局の「導引」のない「関東取締方附属抔と申」す者が存在した
がかかえる。軍監局の「導引」のある「関東取締方附属抔と申」す者が存在した
ががれている。ここから当時、「関東取締方附属抔と申」す者が存在した
は縛が命じられている。ここから当時、「関東取締方附属抔と申」す者の留置・ここでは軍監局の「導引」のない「関東取締方附属抔と申」す者の留置・

また、八月には神奈川府による取締が触れ出された。

警衛隊巡邏先江及注進、可請差図候、其旨相心得、肥後藩人数巡邏之ものと同様着し、賊徒共立廻り候ハヽ、兵旨相心得、肥後藩人数巡邏之ものと同様着し、賊徒共立廻り候ハヽ、奈川府より取締として巡邏為致候警衛隊之もの者別紙之袖印相用ひ候間、神奈川府最寄東者六郷川、西者酒匂川を限り、南北者道経拾里を限り神

も早々及通達候様可致候、此廻状早々順達、留りゟ可相返もの也右之通申渡候間、其旨相心得、右郡内村々江其最寄宿方并ニ親村等より

辰八月三日 神奈川府

裁判所御印(66)

行うとされた。また、同月に韮山県も取締を触れ出し、その中に次の条文が神奈川から最寄一〇里内の神奈川府管轄下では警衛隊が巡邏して取締を

ある。

るが、ここにおいてそれら「関東取締出役」的存在は否定されたといえる。締出役や慶応四年に出現した様々な「関東取締出役」を指していると思われ安永監察が差配するとしている。ここでの「関東取締」とは、旧来の関東取相州の「関東取締より取扱候分」は、韮山知県事江川太郎左衛門が行い、

おわりに

それらが出現した背景を考察したい。維新期の相模国における「関東取締出役」をめぐる状況と経緯をまとめ、

止後も、緊急時の対応などにおいて「別段取締」の意識は続いた。の活動は治安維持の意味を強くし、慶応三年(一八六七)六月の見張番屋廃開港期以降、「別段取締」体制=見張番屋体制の成立により、関東取締出役

たた

動に従事した。 動に従事した。 して廻村をおこない、盗賊の処刑や犯罪者の捕縛、教諭など治安維持活をおこなっていた。しかし、五月下旬から六月中旬にかけて南武蔵・相模へ五月上旬に多摩地方で仁義隊などの旧幕府脱走隊・脱走旧幕臣の鎮撫・探索に現れる。これは勝海舟のもと石坂周造を頭取とする旧幕府組織と考えられ、に現れる。これは勝海舟のもと石坂周造を頭取とする旧幕府組織と考えられ、この後、六月には「隠密取締出役」と呼ばれる「関東取締出役」が相模国

れ出されたことで、「関東取締出役」的な存在は終焉した。八月に神奈川府管下での警衛隊による廻村、韮山知県事による相州取締が触しかし、七月に豆相軍監の「導引」のない「関東取締出役」が否定され、

出役」が出現したのであろうか。役」であったと思われる。それではなぜ、相模国においてかかる「関東取締きず、「関東」と名乗るものの実質的には相模国を中心とした地域の「取締出以上の「関東取締出役」は、管見の限り相模国および南武蔵でしか確認で

農兵の動員や組合村との情報共有・協力など広域治安連携が図られ、擾乱のりわけ慶応三年一二月の両事件では関東取締出役が地域に警戒を呼びかけ、山中陣屋焼き討ち事件・薩邸焼き討ち事件の経験があったと考えられる。と 換国における治安悪化の激化という事態とともに、「別段取締」体制と、荻野槙国住民が展開した、新政府軍への出願運動であった。この背景には相まず契機となったのは、深刻な治安悪化に悩み「関東取締出役」を渇望すまず契機となったのは、深刻な治安悪化に悩み「関東取締出役」を渇望す

心服を得る期待があったと思われる。 総出役」への渇望や「関東取締出役」の威信を利用することで、地域の協力・はずの「関東取締出役」の役名を名乗らせたのには、地域における「関東取換えに住民の協力を引き出す意味があったと考えられる。そこで廃止された事臣の鎮撫・探索と治安維持とのリンクや、地域に入り込み治安維持と引き事臣の鎮撫・探索と治安維持とのリンクや、地域に入り込み治安維持と引き事臣の鎮無・探索と治安維持とのリンクや、地域に入り込み治安維持と引き事

待され、 致がうかがえる。 締御出役様へ被 維持に関わる指示の請書には「大総督府様 田安様両御下知を以て関東御取 あったと思われる。慶応四年六月に三浦・吉川が各寄場組合に作らせた治安 ない状況のなかで旧幕府関係者に地域の治安維持を任せざるをえない事情が 意味、新政府にとっては戦争に注力して江戸府内の治安維持すらもおぼつか 出役」は、相模国では地域治安維持を担う「関東取締出役」 関係者がその主体となったことには、 なお、当初脱走隊の探索・鎮撫を任務としていたと考えられる「隠密取締 実際に治安維持機能を果たしていたと評価できる。 ただ、その実態や目的についてはさらなる検討が必要であ 仰付候趣」と説明されており、 勝らにとっては慶喜恭順の実をあげる 新政府・旧幕府の思惑の合 勝海舟ら旧幕府 同様の意味を期

- 中根賢「薩邸浪士隊の関東擾乱工作と地域の対応―幕末期の広域治安連携―」(小田原 同「幕末期の浪士徘徊と広域治安連携―薩摩藩邸焼き討ち事件後の武蔵・相模」(関東 近世史研究会編『近世南関東地域史論―駿豆相の視点から』岩田書院、二〇一二年)・ 近世史研究会編『関東近世史研究論集3幕政・藩政』岩田書院、二〇一二年)。
- (※) 牛米努「幕末期の取締出役」(関東取締出役研究会編『関東取締出役 シンポジウムの が「廻村された形跡はなく」としており、「関東取締出役」の活動には触れていない。 けた動向を紹介し、本稿で触れる相州村々の取締の出願も取りげるが、これにより出役 動向」(『上越社会研究』三号、一九八八年)は、維新期相州の取締組合の治安維持に向 記録』岩田書院、二〇〇五年)。なお、清田敏秀「慶応4年・相州における取締組合の
- ③ 森安彦『幕藩制国家の基礎構造―村落構造の展開と農民闘争―』(吉川弘文館、1981 締出役』二〇〇五年、岩田書院)など。 社、二〇〇一年)・同「文政・天保期の関東取締出役」(関東取締出役研究会編『関東取 年)・桜井昭男「関東取締出役と改革組合村」(藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版 年)・吉岡孝「関東取締出役成立についての再検討」(『日本歴史』六三一号、二〇〇〇
- (+) 大口勇次郎「天保七年『旧弊改革』と関東取締出役」(『信濃』四五九号、一九八八年)。
- (5) 神奈川県県民部県史編集室『神奈川県史 資料編10 八年) №四四〇。 近世(7)』(神奈川県、一九七
- (e) 横山伊徳「横浜十里四方遊歩問題と改革組合村」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近 いて」(『三浦古文化』五四号、一九九四年)・前掲註(2)牛米論文など。 張番屋と組合村」(『法政史学』一七号、一九八九年)・佐藤隆一「幕末の関東取締につ 編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年)・同「関東取締出役と情報収集」 張番屋」(『史叢』三一輯、一九八三年)・同「幕末期横浜周辺の取締について」(村上直 世史論叢「下巻』吉川弘文館、一九八四年)・小松修「幕末横浜在留外国人遊歩地と見 『神奈川県立公文書館紀要』五号、二〇〇四年)・岩橋清美「横浜遊歩地域における員
- ② 拙稿「万延元年関東取締出役の相模湾津留政策」(『平塚市博物館研究報告 自然と文 化』三七号、二〇一四年)。
- (8) 前掲註(3) 吉岡論文・児玉憲治「近世後期における関東取締行政の展開―化政・天保 期を中心に」(『関東近世史研究』八〇号、二〇一七年)。
- (9) 前掲註(6) 小松修「幕末期横浜周辺の取締について」。
- 『藤間柳庵「年中公触録」茅ヶ崎市史史料集二』(茅ヶ崎市、一九九九年)心二八二。
- $\widehat{\mathbf{11}}$ 前掲註(1)中根諸論文。
- 東京都編『都史紀要2 市中取締沿革 明治初年の警察』(東京都、一九五四年)。
- $\widehat{13}$ 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 第二巻』(岩波書店、一九九二年)№一七三
- 15 14 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託蓑島家文書心一六八。
- なお、日野宿組合では、正月一二日に関東取締出役により「今般京都表事件ニ付、取 締筋兼而触達置候趣を以」として、河川の作場渡し禁止が再令されている(『神奈川県

資料編10 近世(7)』№五四九)。

- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書品一六八。
- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書に一六八。
- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託蓑島家文書心一六八。
- (3) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書ぬ一六八。

20

- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書品一六八。
- (2) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編17 近世8領主』(埼玉県、一九八五年) №三五八。 ② 寒川町編『寒川町史3 史料編近世(3)』(寒川町、一九九五年)心二二八。
- (2) 前掲註(1)中根賢「薩邸浪士隊の関東擾乱工作と地域の対応―幕末期の広域治安連 (3) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No一六八。

<u>25</u>

- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書心一六八。慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書心一六八。
- (2) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書No.一六八。 26
- (8) 松尾正人「多摩の戊辰戦争―仁義隊を中心に―」(松尾正人編『近代日本の形成と地域 社会―多摩の政治と文化―』岩田書院、二〇〇六年)。
- ② 『寒川町史3 史料編近世(3)』 M二二八。たとえば、藤沢宿寄場組合の御用留には 用留—」『藤沢市史研究』一八号、一九八五年)。 が記録されている(藤岡修「相州藤沢宿外五拾壱村組合取締御改革御用留―慶応三年御 同村での面体を隠した者の「押入」、二月二〇日の茅ヶ崎村(茅ケ崎市)での「夜盗」 正月二四日の西俣野村(藤沢市)での「押込」、二月一九日の東俣野村(横浜市戸塚 区)での「盗賊」、同日の西俣野村での「水戸浪人」を名乗る者の声高での歩行、同日
- 『寒川町史3 史料編近世(3)』 №二二八。
- 『神奈川県史 資料編10 近世 (7)』№五五五。
- <u>32</u> 記(抜粋)」海老名市編『海老名市史叢書4 大島正健―生涯の軌跡』一九九六年)。 日、「押込ニ而三千両」を奪われ、三月六日にも「押込」が入っていた(「金子重兵衛日 『寒川町史3 史料編近世(3)』 №二二八。なお、栗原村弥市は慶応四年二月二四
- (33) 前掲註 (2) 牛米論文。
- (3) 『寒川町史3 史料編近世(3)』M二二八。
- (3) 松尾正人「戊辰内乱と町村支配—川崎周辺を中心に」 (『関東近世史研究』 三七号、
- (36) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書 Nd 一六八。
- (3) 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書M一六八。
- 『藤間柳庵「年中公触録」茅ヶ崎市史史料集二』 №二八八。

<u>40</u>

<u>41</u> 『寒川町史3 史料編近世(3)』 №二二八。『寒川町史3 史料編近世(3)』 №二二八。『寒川町史3 史料編近世(3)』 №二二八。

- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書心一六八。
- 二〇一七年)三三八頁。 手中正・小沢朝江編『明王太郎日記 上 宮大工が見た幕末維新』(東海大学出版部
- 『明王太郎日記 上 宮大工が見た幕末維新』三四四頁
- 隆家文書―幕末明治初期の御用留・御触書』(伊勢原市教育委員会、一九八五年)四三 伊勢原市教育委員会社会教育課編『伊勢原市文化財調査報告書第八集 上粕屋村鵜川
- 46 太政官編『復古記 第九冊』(內外書籍、一九二九年)八三九頁。
- 『寒川町史3 史料編近世(3)』 №二三九。
- 年) 九一頁。 『日野宿叢書第七冊 日野宿関係論考二 日野宿関係史料集三』(日野市、二〇〇八
- (4) 伊藤好一監修『里正日誌 第十巻』(東大和市立郷土博物館、一九九六年) No六七~六
- (3) 前掲註(2) 牛米論文。
- (a) 慶応四年「御用留」(神奈川県史写真製本「中山清氏所蔵資料5」神奈川県立公文書館
- 第九巻』世田谷区教育委員会、一九九四年)。 慶応四年正月「御用状留記」№一二六(世田谷区立郷土資料館編『世田谷区史料叢書
- 『世田谷区史料 第六集』(東京都世田谷区、一九七五年)四三二頁。
- (a) 慶応四年「御用留」(武蔵国都筑郡二俣川村善部和田家文書、神奈川県立公文書館寄
- (S) 慶応四年「御用留」(相模国愛甲郡田代村大矢家文書、神奈川県立公文書館寄託)·慶 応四年「御用留」(相模国愛甲郡上荻野村岸家文書、神奈川県立公文書館寄託)。
- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書心一六八。
- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託養島家文書心一六八。
- 58 間柳庵「年中公触録」茅ヶ崎市史史料集二』No二九二。 四年「御用留」(神奈川県立公文書館寄託武蔵国都筑郡二俣川村善部和田家文書)・『藤 慶応四年「御用留」(神奈川県立公文書館寄託相模国愛甲郡上荻野村岸家文書)・慶応
- 慶応四年「御用留」(相模国愛甲郡田代村大矢家文書、神奈川県立公文書館寄託)。
- 慶応四年「御用留」平塚市博物館寄託蓑島家文書心一六八。なお、『秦野市史 第三巻 近世史料2』(秦野市、一九八三年)M二六一にも同内容の史料が掲載されている。
- 慶応四年「御用留」(相模国愛甲郡上荻野村岸家文書、神奈川県立公文書館寄託)。
- 62 八・ 安岡昭男編『幕末維新人名事典』(新人物往来社、一九九四年)・新人物往来社編 『復古記 第九冊』八七二頁・柿沼柳作筆記『石坂翁小伝』(一九〇〇年)・宮崎十三 『新選組大事典』(新人物往来社、一九九九年)。
- 『里正日誌 第十巻』 10六七。
- 64 る。村上俊五郎は番町におり「当役所ニおゐてハ今以出役致候儀は承知不致」と述べて いることから、村上は実際には「隠密関東取締出役」に関与していなかった可能性があ 「関東在々御取締御役所」は番町にもあり、七曲は「本営」とされていたようであ

- る(『世田谷区史料 第六集』四三二~四三三頁)。
- 『神奈川県史 資料編10近世(7)』№五六九。『神奈川県史 資料編10近世(7)』№五六六。

66 <u>65</u>

68

69

前掲註 (1) 中根諸論文。 『藤間柳庵「年中公触録」茅ヶ崎市史史料集二』№二九二。